

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(平成19年6月 第1回訂正分)

株式会社きちり

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、証券取引法第7条により有価証券届出書の訂正届出書を平成19年6月18日に近畿財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

- 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由
平成19年6月6日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集1,100株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し100株の売出しの条件並びにその他この募集及び売出しに関し必要な事項を、平成19年6月15日開催の取締役会において決議したため、これらに関する事項及び一部記載誤りを訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。
- 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には を付し、ゴシック体で表記しております。また、有価証券届出書表紙に記載の英訳名KICHIRI & CO., LTD. をKICHIRI & Co., Ltd. に訂正しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

<欄内注記の訂正>

「発行数(株)」の欄：「1,100(注)2.」を「1,100」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 平成19年6月6日開催の取締役会決議によっております。

(注)2.の全文及び1.の番号削除

2【募集の方法】

平成19年6月26日に決定される予定の引受価額にて当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の証券会社(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。

引受価額は発行価額(平成19年6月15日開催の取締役会において決定された払込金額(112,200円)と同額)以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

(略)

<欄内の記載の訂正>

「ブックビルディング方式」の「発行価額の総額(円)」の欄：「142,120,000」を「123,420,000」に訂正。

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「83,600,000」を「78,100,000」に訂正。

「計(総発行株式)」の「発行価額の総額(円)」の欄：「142,120,000」を「123,420,000」に訂正。

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「83,600,000」を「78,100,000」に訂正。

< 欄外注記の訂正 >

3. 発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であります。
4. 資本組入額の総額は、資本金に組入れる額の総額であり、仮条件（132,000円～152,000円）の平均価格の2分の1相当額を資本金に組入れることを前提として算出した見込額であります。
5. 仮条件（132,000円～152,000円）の平均価格（142,000円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は、156,200,000円となります。

3【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

< 欄内の数値の訂正 >

「発行価額（円）」の欄：「未定（注）2.」を「112,200」に訂正。

< 欄外注記の訂正 >

(注) 1. 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は132,000円以上152,000円以下の価格といたします。

当該仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状況、事業内容等の一部が類似する上場会社との比較、価格算定の能力が高いと推定される機関投資家等の意見並びに需要見通し、現在の株式市況や最近の新規上場株式に対する市場の評価及び上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案し決定いたしました。

なお、当該仮条件は変更されることがあります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成19年6月26日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

需要の申告の受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額（112,200円）及び平成19年6月26日に決定する予定の引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

8. 引受価額が発行価額（112,200円）を下回る場合は株式の募集を中止いたします。

4【株式の引受け】

< 欄内の記載の訂正 >

「引受株式数（株）」の欄の各引受人の引受株式数：「未定」を「みずほインベスターズ証券株式会社740株、大和証券エスエムビーシー株式会社120株、三菱UFJ証券株式会社120株、日興シティグループ証券株式会社60株、JAIC証券株式会社36株、SBIイー・トレード証券株式会社24株」に訂正。

< 欄外注記の訂正 >

(注) 1. 上記引受人と発行価格決定日（平成19年6月26日）に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。

2. 引受人は、上記引受株式数の一部を、引受人以外の証券会社に販売を委託する場合があります。また、これとは別に、引受人は、上記引受株式数のうち、12株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の証券会社に委託販売する方針であります。

(注) 1. の全文削除及び2. 3. の番号変更

5【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

< 欄内の数値の訂正 >

「払込金額の総額（円）」の欄：「154,492,800」を「144,328,800」に訂正。

「差引手取概算額（円）」の欄：「142,172,800」を「132,008,800」に訂正。

< 欄外注記の訂正 >

(注) 1. 払込金額の総額は、引受価額の総額であり、仮条件（132,000円～152,000円）の平均価格（142,000円）を基礎として算出した見込額であります。平成19年6月15日開催の取締役会で決定された会社法第199条第1項第2号所定の払込金額とは異なります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額132,008千円については、全額を設備投資資金に充当する予定であります。

第2【売出要項】

1【売出株式】

< 欄内の数値の訂正 >

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「15,200,000」を「14,200,000」に訂正。

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「15,200,000」を「14,200,000」に訂正。

< 欄外注記の訂正 >

3. 売出価額の総額は、仮条件（132,000円～152,000円）の平均価格（142,000円）で算出した見込額であります。

第二部【企業情報】

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(2) キャッシュ・フロー

当事業年度（自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日）

当事業年度における現金及び現金同等物は、税引前当期純利益が94,127千円（前年同期比89,704千円増）となりましたが、12店舗の新規出店を行いましたので、当事業年度末には224,561千円と前年同期に比べ80,945千円の減少となりました。

(略)

第5【経理の状況】

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

注記事項

(デリバティブ取引関係)

1. 取引の状況に関する事項

前事業年度 (自 平成16年7月1日 至 平成17年6月30日)	当事業年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)
(3) 取引の利用目的 当社のデリバティブ取引は、借入金利等の将来の金利市場における利率上昇による変動リスクを回避する目的で利用しております。	(3) 取引の利用目的 同左

なお書を削除

第四部【株式公開情報】

第3【株主の状況】

<欄外注記の訂正>

4. 特別利害関係者等（役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社）